

法務速報（第 283 号/2024 年 12 月 26 日）

公益財団法人 日弁連法務研究財団

(本号の目次) -----

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 6 年(2024 年)11 月 18 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 11 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 11 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例 INDEX) -----

*「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】被相続人とその兄弟姉妹の共通する親の直系卑属でない者は被相続人の兄弟姉妹を代襲して相続人となることができないと判示(令和 6 年 11 月 12 日最高裁)

参照条文等: 民法 889 条 2 項・887 条 2 項

キーワード: 兄弟姉妹の共通する親 兄弟姉妹の代襲 養子縁組前の養子の子

【2】X は貸金業者 Y1 と金銭消費貸借取引をしていたが、貸金債権が親会社 Y2 に移行し Y2 が残債務相当額を X に貸付け X が同額を Y1 に送金する処理によって取引は終了したところ、X は Y1 に取引 1、2 を一連計算し過払金の支払を求め棄却された事例(令和 5 年 3 月 30 日東京地裁)

参照条文等: 民法(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの)166 条 1 項・439 条・703 条、利息制限法 1 条 1 項

キーワード: 過払金 一連計算、貸金債権の移行 消滅時効

【3】マンション敷地の斜面が崩落し市道を通行中の女子高校生が死亡し、その両親等がマンション管理会社、管理業務主任者に対し、事故の発生を防止する義務を怠ったとして連帯して不法行為に基づく損害賠償を求め、請求の一部が認容された事例(令和 5 年 12 月 15 日横浜地裁)

参照条文等: 民法 709 条・710 条・711 条・715 条

キーワード: 斜面の崩落 事故の発生を防止する義務 不法行為

【4】法人 X の取締役 Y うが外国為替及び外国貿易法違反の罪で逮捕、起訴され、その後検察官から公訴取消の申立がされたことから、X 及び Y うは逮捕並びに公訴提起等が違法だったとして国及び都に国家賠償請求訴訟を提起し請求の一部が認容された事例(令和 5 年 12 月 27 日東京地裁)

参照条文等: 国家賠償法 1 条 1 項

キーワード: 国家賠償請求 外国為替及び外国貿易法違反の罪 公訴取消し

(知的財産)

【5】発明の名称を「加速回収発電機」とする特許出願の拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、発明該当性を否定した本件審決に判断の誤りはないとして請求を棄却した事案(令和 6 年 10 月 16 日知財高裁)

参照条文等: 特許法 29 条第 1 項柱書

キーワード: 発明該当性 特許出願の拒絶査定 取消訴訟 エネルギー保存の法則

【6】国内で「すしざんまい」の商標権を有する原告は、被告がマレーシアで「Sushi Zanmai」なる名称の飲食店を展開してウェブページで表示しているのは原告商標権の侵害だとして表示の差止を求めた事案で原告請求が棄却された事例(令和 6 年 10 月 30 日知財高裁)

参照条文等:商標法 2 条 3 項 8 号・37 条 1 号

キーワード:表示の差し止め 商標権侵害 国外

【7】原告は映画「シン・ゴジラ」に登場するゴジラの立体商標につき商標登録出願をしたが拒絶査定を受け、不服審判の請求も特許庁から不成立とされたため、本件審決の取消を求めた原告の請求が認容された事例(令和 6 年 10 月 30 日知財高裁)

参照条文等:商標法 3 条 1 項 3 号・3 条 2 項

キーワード:立体商標 登録出願 拒絶査定

【8】発明の名称を「グラップルバケット装置」とする特許の特許権者である原告が、被告製品の製造等の差止請求等を求めたが、被告製品について均等侵害も成立しないとして請求を棄却した事案(令和 6 年 10 月 18 日東京地裁)

参照条文等:特許法 100 条 1 項・70 条 1 項

キーワード:発明 製造等の差し止め請求 均等侵害 技術的範囲

(民事手続)

【9】文化功労者年金法に基づく年金の支給を受ける権利に対して、強制執行をすることはできない旨を定めた規定は存しないとして、強制執行できると判示(令和 6 年 10 月 23 日最高裁)

参照条文:文化功労者年金法 1 条・3 条

キーワード:文化功労者年金法 強制執行 年金受給権

【10】警察官らに身体を拘束され保護室に収容された X が、違法な拘束、人格権の侵害を理由に都に損害賠償請求した裁判において、X による保護室内を撮影した映像記録の文書提出命令申立が認容された事例(令和 5 年 12 月 12 日東京高裁)

参照条文等:民事訴訟法 220 条 4 項・223 条 4 項

キーワード:保護室内 防犯カメラ 損害賠償請求 映像記録の文書提出命令

(刑事法)

【11】C 檢察官による A の取調録音録画記録媒体の内、公判不提出部分が法律関係文書に該当するとして文書提出命令の申立がされた場合に、刑訴法 47 条に基づきその提出を拒否した国の判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとされた事例(令和 6 年 10 月 16 日最高裁)

参照条文等:刑事訴訟法 47 条

キーワード:取調録音録画記録媒体 文書提出命令 裁量権の逸脱又は濫用 弊害

【12】弁護人からの証拠開示命令請求を棄却した決定の謄本が先に弁護人に送達され、その後に被告人に送達された場合、即時抗告の提起期間は被告人に送達された日から進行するとして、これと異なる解釈により申立を不適法とした原決定を取消し差し戻した事例(令和 6 年 11 月 15 日最高裁)

参照条文等:刑事訴訟法 422 条

キーワード:証拠開示命令請求の棄却 決定謄本の送達 被告人

【13】大学法医学講座の B 教授に対し鑑定処分許可状が発布され、実際の解剖は同講座助教の A 医師が行ったことで死体解剖の証拠能力が争われた事案で、本件解剖の手続きにおける瑕疵は A 医師の公判供述の証拠能力を否定する理由にはならないとした事例(令和 6 年 3 月 6 日東京高裁)

参照条文等:刑事訴訟法 223 条 1 項・225 条 1 項・168 条・317 条

キーワード:鑑定処分許可状 死体解剖 手続きの瑕疵 公判供述の証拠能力

【14】原告は同族会社への賃貸料などにつき所得税等の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分を受けるなどしたため、被告(行政処分庁)に対し、上記更正処分のうち申告額を超える部分及び上記賦

課決定処分の取消を求めたところ、同処分の一部が取消された事例(令和 6 年 3 月 13 日大阪地裁)

参照条文等:所得税法 157 条 1 項

キーワード:更正処分 賦課決定処分 処分取消訴訟 同族会社

(公法)

【15】憲法 9 条 1 項の下では許されない集団的自衛権の行使を容認する平和安全法制の立法により平和的生存権、人格権、国民投票権等が侵害されたとして、原告ら(=控訴人ら)が損害賠償を求めた事案。原審は原告請求を棄却し、控訴審も控訴を棄却した(令和 5 年 12 月 5 日仙台高裁)

参照条文等:憲法 9 条 1 項、国家賠償法 1 条 1 項

キーワード:憲法 9 条 1 項 集団的自衛権 平和安全法制 国家賠償請求

【16】同性婚を許さない民法及び戸籍法の規定は合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超えるものとして憲法 24 条に違反するとし、異性愛者と同性愛者を区別して扱うことに合理的根拠がなく国会の立法裁量の範囲を超えるものとして憲法 14 条 1 項にも違反していると判示(令和 6 年 3 月 14 日札幌高裁)

参照条文等:憲法 13 条・14 条 1 項・24 条 1 項・24 条 2 項、民法 739 条 1 項、戸籍法 74 条、国家賠償法 1 条 1 項

キーワード:同性婚 立法不作為 国会の立法裁量 憲法 24 条 憲法 14 条 1 項

【17】受刑者 X が、選挙権等を一律に制限している公職選挙法の規定は憲法の諸規定に反し無効であり次の国政選挙及び最高裁判所裁判官の任命に関する国民審査において投票をすることができる地位にあることの確認等を求めたところ、その主張が排斥された事例(令和 5 年 7 月 20 日東京地裁)

参照条文等:憲法 15 条 1 項・3 項・43 条 1 項・44 条但書・79 条 2 項・3 項、公職選挙法 11 条 1 項 2 号

キーワード:受刑者の選挙権 公職選挙法 選挙人の資格 地位確認請求

【18】日弁連交通事故相談センター東京支部編「民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準 上巻(基準編)」(いわゆる「赤い本」)の算定表を保育園で起こった園児の摂食アレルギー事故の慰謝料算定に参考にすることは許容できるとして、原告の損害額等を算定した事例(令和 6 年 4 月 26 日福岡地裁)

参照条文等:民法 709 条・710 条・715 条・719 条

キーワード:赤い本 保育園で生じた事故 園児の慰謝料

【19】シリア・アラブ共和国国籍を有する原告が名古屋出入国管理局長の行った難民不認定処分の取消等を求めた事案。裁判所は、原告はシリア政府から迫害を受ける恐れがあり難民に該当するとして難民不認定処分を取消し、法務大臣に対し難民認定することを義務付ける判決を言渡した(令和 6 年 5 月 9 日名古屋地裁)

参照条文等:出入国管理及び難民認定法 2 条 3 の 2 号・61 条の 2 第 1 項、難民の地位に関する条約 1 条 A(2)、難民の地位に関する議定書 1 条 2 項

キーワード:難民不認定処分 シリア 義務付け訴訟

(社会法)

【20】Y 設置の大学の教員として有期労働契約を締結し勤務していた X が、労働契約上の地位の確認及び賃金等の支払を求めた事案。大学教員の職が大学の教員等の任期に関する法律所定の教育研究組織の職に当たるとして X の請求を認容した原判決を破棄し差戻した(令和 6 年 10 月 31 日最高裁)

参照条文等:大学の教員等の任期に関する法律 4 条 1 項 1 号・7 条

キーワード:大学の教員 任期の定め 教育研究組織の職

【21】国立大学法人 Y と 3 年間の有期労働契約を締結し医学英語等を担当していた教育職員 X(ベルギー)

一国籍)が、更新拒絶をした Y に対し期間の定めのない労働契約上の権利を有する地位にあることの確認と本件雇止以降の賃金等の支払を求め、請求の一部が認容された事例(令和 5 年 1 月 30 日名古屋地裁)

参照条文等:民法 629 条 1 項前段、労働契約法 18 条 1 項・19 条 2 号

キーワード:国立大学法人 教育職員 雇止め 無期転換権の行使

【22】炭鉱坑内で粉塵作業に従事した亡 A がじん肺で死亡し、亡 A の子 X が国に損害賠償を求めた事案。亡 A の生前、国が亡 A に損害賠償金を支払う旨の和解が成立しており亡 A の死亡による損害につき賠償請求を妨げることになるかが争われ、請求を妨げないとして請求の一部を認容(令和 5 年 2 月 3 日札幌地裁)

参照条文等:じん肺法 4 条 2 項、国家賠償法 1 条 1 項

キーワード:じん肺死 和解成立後に生じた損害 国家賠償請求

(その他・弁護士関係)

【23】X は 3000 万円の生前贈与を受ける代わりに父 A の相続財産の遺留分放棄を承諾し、弁護士 Y に依頼して遺留分放棄許可申立手続をした。X は、Y が 3000 万円では X が取得できた遺留分相当額には全く及ばない事実を認識しているながら説明義務に違反した等と主張したが義務違反が認められなかった事例(令和 5 年 1 月 13 日東京地裁)

参照条文等:民法 415 条・644 条・709 条

キーワード:遺留分放棄許可申立手続 弁護士の調査義務 弁護士の説明義務

【24】A 社の任意整理を受任した弁護士 Y らが A と取引していた X 社がヤミ金融業者でその預金口座がヤミ金融の振込に使われているとして B 銀行に上記口座の停止を求め認められたことから、X が Y らに損害金を請求したが、Y らの判断に過失はないとして X の請求を棄却(令和 5 年 1 月 18 日東京地裁)

参照条文等:民法 709 条、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律 3 条 1 項

キーワード:ヤミ金融業者 振り込め詐欺救済法 口座取引停止 弁護士の判断

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】最三判令和 6 年 11 月 12 日 裁判所 HP

令和 5 年(行ヒ)第 165 号 不動産登記申請却下処分取消請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/490/093490_hanrei.pdf

民法 889 条 2 項において準用する同法 887 条 2 項ただし書も、被相続人の兄弟姉妹が被相続人の親の養子である場合に、被相続人との間に養子縁組による血族関係を生ずることのない養子縁組前の養子の子(この場合の養子縁組前の養子の子は、被相続人とその兄弟姉妹の共通する親の直系卑属でない者に当たる。)は、養子を代襲して相続人となることができない旨を定めたものと解されるから、被相続人とその兄弟姉妹の共通する親の直系卑属でない者は被相続人の兄弟姉妹を代襲して相続人となることができない。

参照条文等:民法 889 条 2 項・887 条 2 項

【2】東京地判令和 5 年 3 月 30 日 判例時報 2601 号 76 頁

令和 4 年(ワ)第 2352 号 不当利得返還請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

X は貸金業者であった Y1 との間で平成 10 年頃から継続的に金銭消費貸借取引(本件取引 1)をしていたが、利息制限法上の制限超過利息の弁済による過払金が発生した後の平成 19 年 7 月に、Y1 の貸金業の廃止及び親会社の貸金業者である Y2 への債権移行を目的とする両社間の合意(過払金返還債務につき Y らが連帯責任を負い、負担部分の割合を Y2 が 0 割、Y1 が 10 割とする定め)がされたことに伴い、X が Y2 との基本契約に切り替え、Y2 が本件取引 1 の残債務相当額を X に貸し付け、Y1 に同額を送金する処理の下、本件取引 1 が終了し、以後平成 29 年 4 月まで Y2 と X の間で取引(本件取引 2)が継続したところ、令和 4 年、X が Y らに対し、本件取引 1 により生じた過払金の支払(過払金返還債務 1)、Y2 に対し、本件取引 1 及び 2 を一連計算することにより生じた過払い金の支払(過払金返還債務 2)を求めた事案。

本判決は、Y1 の過払金返還債務 1 について、Y2 が併存的に引き受け、X が受益の意思表示をしたと認定したうえで、消滅時効については本件取引 1 が終了したところから進行するとして消滅時効の完成を認め、これが Y2 に及ぼす効力については、改正前民法 439 条に基づき Y2 についてもその債務の全てを免れるとして、過払金返還債務 1 について、X の請求を棄却した。

参照条文等:民法(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの)166 条 1 項・439 条・703 条、利息制限法 1 条 1 項

【3】横浜地判令和 5 年 12 月 15 日 判例タイムズ 1524 号 229 頁

令和 3 年(ワ)第 424 号 損害賠償請求事件(一部認容、一部確定)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/663/092663_hanrei.pdf

マンションの敷地の一部である斜面地で崩落が発生し、本件斜面地の直下の市道を通行中の女子高校生 A が死亡する事故が発生した。A の両親らが、本件マンションの管理会社及び被告会社の従業員で本件マンションの管理業務主任者(被告従業員)は、本件事故の発生を防止する義務を怠ったと主張して、被告

会社及び被告従業員に対し、連帶して不法行為に基づく損害賠償を求めた。

本判決は、被告従業員の立場、本件結果の重大性、被告従業員の結果回避措置の可能性、予見可能性を認定し、同人が被害者との関係で条理上、その生命、身体に生じる損害を防止する義務を負っていたにも関わらず、これを怠ったと認定したうえで、被告会社においても、その使用者責任に加え、本件市道の通行人との関係において、本件斜面地の安全性を調査した報告書の内容を確認して、従業員に対し、本件斜面地の危険性を説明し、本件斜面地に亀裂を発見した場合には、速やかに結果回避措置をとるようにあらかじめ指揮命令すべき条理上の義務を負っていたにもかかわらずこれを怠ったとして、不法行為責任を認め、被告らが連帶して A の養父に対し 2000 万円余、A の実母に対し 4000 万円余(A の実父から同人の相続分を譲り受けていた)及び A の妹(A の養父と実母との間の子)に対し 50 万円弱の賠償金を支払うことを命じた。

参考条文等:民法 709 条・710 条・711 条・715 条

【4】東京地判令和 5 年 12 月 27 日 判例タイムズ 1524 号 185 頁

令和 3 年(ワ)第 23302 号 国家賠償請求事件(一部認容、控訴)

噴霧乾燥器の製造、販売等を行う法人 X の取締役 Y らが、外国為替及び外国貿易法違反の罪により逮捕、勾留、公訴提起され、その後、検察官から公訴取消しの申立を受け控訴が棄却された後、警察による逮捕並びに検察官による勾留請求及び公訴提起などが違法であったとして、X 及び Y らが、国及び都に対し、国家賠償請求訴訟を提起した事案。

本判決は、法人の従業員らからの聴取結果に基づき実験を実施していれば対象噴霧乾燥器が規制対象となる性能を有していないことは容易に明らかにできたとして、当該捜査を遂行せずに X らに嫌疑があるとして Y らを逮捕した警視庁公安部及び X らについて公訴提起等を行った検察官の判断は合理的な根拠を欠いており、国賠法上違法であるとし、警察官による取り調べについても、偽計を用いた取り調べや弁解録取書作成の過程で求められた訂正をしたかのように装い、実際には発言していない内容を記載する行為があったと認められ、国賠法上違法であると判断し、国及び都に総額で 1 億 7000 万円近い支払を命じた。

参考条文等:国家賠償法 1 条 1 項

(知的財産)

【5】知財高判令和 6 年 10 月 16 日 裁判所 HP

令和 6 年(行ケ)第 10014 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/413/093413_hanrei.pdf

発明の名称を「加速回収発電機」とする特許出願の拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、発明該当性を否定した本件審決に判断の誤りはないとして、請求を棄却した事案。

原告は、本願発明は、エネルギー保存の法則に反するものの、そもそも同法則や作用・反作用の法則のような「古典力学」には欠陥があり、本願発明はそのような古典力学以外の自然法則に従っている旨主張する。

しかし、本願発明に関して本願明細書で説明されている、リニアモーターカーを等加速度運動させた際、空気抵抗がない等の理想状態であれば、運転開始から t 秒後の消費エネルギー E1 が時刻 t の一次関数となることは、何ら立証されていない。原告が提出する甲 2 によって、「無反動推進機の試作品」なるもの

が動作する(前進する)ことが判明するのみで、その消費電力や運動エネルギーの状況は全く分からず、上記の古典力学以外の自然法則を証明するものとは到底いえない。

かえって、本願明細書によれば、本願発明は、定格運転角速度からの減速の際に余剰エネルギーを回収することによって発電するものであり、その原理は、定格運転速度で運動エネルギーが「損失+発電機出力分消費エネルギー」よりも大きくなるという事象に基づくものである。この事象は、(単位時間当たりの)消費電力が一定で一方向力 F を発生させることを前提としているが、一定の力 F を発生させるには、運転開始からの消費電力(消費エネルギー)E1 を時間 t の二次関数に従って増加させる必要がある。したがって、(単位時間当たりの)消費電力が一定で一方向力 F を発生させるという前提に誤りがあることは明らかである。

以上のとおり、本願発明はエネルギー保存の法則に反するものであるから、特許法 2 条 1 項でいう「自然法則を利用した」ものではなく、特許法 29 条 1 項柱書に規定される「発明」に該当しない。よって、発明該当性を否定した本件審決に判断の誤りはなく、原告主張の取消事由 1 は理由がない。

参照条文等:特許法 29 条第 1 項柱書

【6】知財高判令和 6 年 10 月 30 日 裁判所 HP

令和 6 年(ネ)第 10031 号 不正競争行為差止等請求控訴事件 商標権 民事訴訟(原審:東京地裁令和 3 年(ワ)第 11358 号)(原判決一部取消)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/478/093478_hanrei.pdf

被控訴人である原告は、すし店経営等の事業を行う株式会社であり、「すしざんまい」を標準文字で書いてなり、第 43 類「すしを主とする飲食物の提供」等を指定役務とする商標権(原告商標権)を有している。控訴人である被告は、魚介類及び水産加工品の輸出入並びに販売等の事業を行う株式会社であり、マレーシアにおいて、「Sushi Zanmai」という名称の飲食店(本件すし店)を展開している。本件は、原告が、被告に対し、被告がウェブページにおいて被告表示を掲載した行為(本件ウェブページ掲載行為)が原告商標権の侵害となると主張して、被告表示の差止等を求めた事案。

原判決は、原告商標と被告表示はそれぞれ類似し、原告商標の指定役務と被告表示に係る役務(すしを主とする飲食物の提供)は類似するので、本件ウェブページ掲載行為は、商標法 2 条 3 項 8 号に該当し、原告商標の使用に当たると判断して原告の請求を一部認容したので、被告が控訴した。

証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件すし店は、日本国外で飲食物の提供等の役務を提供していることが認められ、現地で商標登録されている被告表示は、現地でその役務を提供するに当たり、使用されている標章である。本件すし店が、日本国内で同様の役務を提供している事実は認められない。そうすると、被告表示は、本件すし店の日本国内における役務の提供について用いられているものではない。被告表示を見た日本国内の消費者が被告表示により役務の提供の出所を誤認したとしても、本件すし店が日本で役務を提供していない以上、その誤認の結果(原告の店であると誤認して、本件すし店から指定役務の提供を受けること)は、常に日本の商標権の効力の及ばない国外で発生することになるはずであり、日本国内で原告商標権の出所表示機能が侵害されることはない。

したがって、本件ウェブページ掲載行為は、商標法 2 条 3 項 8 号に該当しないから、被告が原告商標を「使用」したということはできないし、実質的にみても、原告商標権を侵害するものではない。そうすると、原告商標権の侵害に基づく原告の請求には、いずれも理由がない、として、原判決中被告敗訴部分を取り消し、同部分に係る原告の請求を棄却した。

参考条文等:商標法 2 条 3 項 8 号・37 条 1 号

【7】知財高判令和 6 年 10 月 30 日 裁判所 HP

令和 6 年(行ケ)第 10047 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/479/093479_hanrei.pdf

原告は、映画「シン・ゴジラ」に登場するゴジラの立体的形状からなる立体商標(本願商標)について、第 28 類「縫いぐるみ、アクションフィギュア、人形、その他のおもちゃ」等を指定商品として、商標登録出願をしたところ、「本願商標をその指定商品に使用するときは、単に商品の品質・形状を普通に用いられる方法で表示するものであり、商標法 3 条 1 項 3 号に該当する」との理由で拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求したところ、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本願商標は、その指定商品の機能や、美観の発揮の範囲において選択されるものにすぎないというべきであり、商標法 3 条 1 項 3 号に該当する。一方、本願商標については、その指定商品に使用された結果、需要者である一般消費者が原告の業務に係る商品であることを認識できる(商標法 3 条 2 項)に至ったものと認めることができる。

これに対し被告は、本願商標に係る使用商品の使用期間(販売期間)が「永年」とはいえない旨主張する。しかし、映画「シン・ゴジラ」が公開された平成 28 年頃から本件審決時までの約 8 年間にわたって、原告が本願商標をその指定商品に継続して使用した事実は認められるところ、これ自体、それなりの使用期間と評価することができる。更にいえば、そもそも商標法 3 条 2 項の「使用」につき「永年」の要件が課されているわけではないし、「需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができる」に至ったか否かは、使用期間だけでなく、商品の販売数量、広告宣伝の規模、話題性等も総合して判断すべきものである。こうした点を考慮すると、本願商標について、上記使用期間が「永年」とまでいえないとしても、同項該当性に係る前記判断が左右されるものではない。

また、被告は、使用商品は原告ではなくライセンシーにより販売されているにすぎないこと、「東宝」の文字を冠した使用商品でも原告以外のメーカー名が表示されていること等を主張する。しかし、出願人から許諾を受けた者による使用も、第三者による当該商標の使用態様が出願人によって適切に管理されており、需要者が出願人の商品であると認識し得るような場合には、商標法 3 条 2 項にいう「使用」に含まれると解すべきところ、原告はライセンシーとの間に使用許諾契約を締結し、使用商品の形態も含めて監修とともに、フィギュア類の出所が原告であることを示す適切な管理をしている。

以上によれば、本願商標は商標法 3 条 2 項に該当しないとした本件審決の判断には誤りがあり、原告の請求には理由がある、として原告の請求は認容された。

参考条文等:商標法 3 条 1 項 3 号・3 条 2 項

【8】東京地判令和 6 年 10 月 18 日 裁判所 HP

令和 4 年(ワ)第 70058 号 特許権侵害差止等請求事件 特許権 民事訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/448/093448_hanrei.pdf

発明の名称を「グラップルバケット装置」とする特許の特許権者である原告が、被告製品の製造等の差止請求等を求めたが、被告製品について均等侵害も成立しないとして、請求を棄却した事案。

本件発明における従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分は、グラップル装置に

設けられた切断装置について、バケットの側壁の外側あるいは内側の一方側に位置してバケットの開口縁から離れた位置からバケットの側壁に沿う位置にわたって側壁に沿う方向に回動し、かつバケットの開口縁側に対向する側の側縁に切刃を有してバケットの開口基端部に枢支された切断刃と、上記切断刃の回動基部に連結して上記切断刃を回動させる油圧シリンダとからなり、切断刃の切刃を、切断刃の回動中心と油圧シリンダの連結点を結ぶ線に対して切断刃の切断方向側にずれた位置に設けるとともに、この切刃の切断方向への回動方向に対して後方へ円弧状に反らせたとの構成、すなわち構成要件 C 及び D に係る構成を採用することによって、回動中心から遠い部分でも、刃先が対象物に当たる傾き角度θの値を大きく保つことで、引き切り作用を保ちスムーズな切断効果を発揮できるようにしたことと認めるのが相当である。

被告製品は構成要件 D2 を充足するとは認められないところ、本件発明の構成要件 C 及び D に係る構成を採用することによって、回動中心から遠い部分でも、刃先が対象物に当たる傾き角度θの値を大きく保つことで、引き切り作用を保ちスムーズな切断効果を発揮できるようにしたことが本件発明の本質的部分であるから、被告製品が本件発明の本質的部分を備えているとは認められず、本件発明と被告製品とが異なる部分が本件発明の本質的部分ではないとはいえない。したがって、被告製品は均等侵害の第 1 要件を充足しない。

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、被告製品は、本件発明の特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとはいえず、本件発明の技術的範囲に属するものと解することはできない。

参照条文等:特許法 100 条 1 項・70 条 1 項

(民事手続)

【9】最三決令和 6 年 10 月 23 日 裁判所 HP

令和 6 年(許)第 1 号 仮差押命令認可決定に対する保全抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/453/093453_hanrei.pdf

裁判要旨

文化功労者年金法に基づく年金の支給を受ける権利に対しては強制執行をすることができる。

(理由)

文化功労者年金法その他の法令において、年金の支給を受ける権利に対して強制執行をすることはできない旨を定めた規定は存しない。そして、文化功労者年金法の各定めによれば、本件年金は、文化功労者の功績等を世間に知らせ、表彰することを目的として支給されるものと解されるから、国が文化の向上発達に関し特に功績顕著な者を文化功労者として決定することにより、その者に本件年金の支給を受ける権利が認められることで、上記の表彰の目的は達せられるものといえ、その者が現実に本件年金を受領しなければ上記目的が達せられないとはいえない。

参照条文等:文化功労者年金法 1 条・3 条

【10】東京高決令和 5 年 12 月 12 日 判例時報 2602 号 5 頁

令和 3 年(ラ)第 1274 号 文書提出命令申立て却下決定に対する抗告事件(取消・申立て認容(許可抗告<抗告不許可>))

本件の基本事件は、渋谷署の警察官らに身体を拘束され、保護室に収容された X が、同拘束は違法であり、本件保護室における警察官らによる屈辱的な処遇は X の人格権を侵害するものであるとして、Y(都)

に対し、国家賠償法に基づき損害賠償請求をした事案であり、Xは、基本事件において、本件保護室内を撮影した映像記録について文書提出命令の申立てをしたが、原審は、本件映像記録は、民事訴訟法(以下「民訴法」という。)220条4号口に該当するとして却下の決定をしたためXが即時抗告した事案である。

本決定は、監督官庁である警視総監の民訴法223条4項に基づく意見について、保護室に収容された要保護者は、本件防犯カメラを認識・発見することが十分可能であり、本件映像記録が証拠として提出されることによってはじめて防犯カメラの設置場所等が明らかになるわけではないこと、本件防犯カメラに構造的な死角は存在しないため、要保護者が構造的な死角を利用して器物損壊や自傷行為等の不法事案に及ぶことはそもそも想定されないこと等を指摘して監督官庁の意見に相当の理由があると認めるには足りないとし、また、民訴法220条4号口該当性についても、抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、具体的に認められることが必要であると解すべきとした上で、本件においては、そのようなおそれが具体的に存在するとは認められないとして、同号口該当性を否定し、Yに対し、本件映像記録の提出を命じた。

参考条文等:民事訴訟法220条4項・223条4項

(刑法)

【11】最二決令和6年10月16日裁判所HP

令和6年(許)第5号 文書提出命令に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/424/093424_hanrei.pdf

裁判要旨

C検察官によるAの取調べ録音録画記録媒体の内、公判不提出部分(以下「不提出部分」という。)が法律関係文書に該当するとして文書提出命令の申立てがされた場合に、刑訴法47条に基づきその提出を拒否した国の判断が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとされた事例

(理由)

不提出部分には、C検事の言動がその非言語的要素も含めて機械的かつ正確に記録されているから、他の証拠と比較して、格段に多くの情報を含んでおり、より正確性が担保されていることが明らかである。よって、抗告人の逮捕、勾留、起訴の違法性を立証するのに最も適切な証拠であり、他の証拠によって代替することは困難であるから、不提出部分を取り調べる必要性の程度は高い。また、Aが本件記録媒体の証拠採用に反対せず、抗告人もAのプライバシーの保護に最大限配慮することを明確に合意しているなどの事実関係の下では、不提出部分が本案訴訟において提出されること自体によって、Aの名誉、プライバシーが侵害されることによる弊害が発生するおそれがあると認めることはできない。さらに、横領事件の捜査や公判に不当な影響を及ぼすおそれもなく、将来の捜査や公判に及ぼす不当な影響等の弊害が発生することを具体的に想定することもできない。

参考条文等:刑事訴訟法47条

【12】最三決令和6年11月15日裁判所HP

令和6年(し)第761号 証拠開示に関する裁定請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件(原決定取消 差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/511/093511_hanrei.pdf

(事案)

刑事訴訟法 316 条の 26 第 1 項に基づく弁護人からの証拠開示命令請求を棄却した原々決定の謄本は、主任弁護人には令和 6 年 8 月 30 日に、被告人本人には同年 9 月 3 日にそれぞれ送達され、同決定に対して、弁護人から同月 5 日に即時抗告の申立てがされた。

原決定は、同法 422 条に定める 3 日の即時抗告の提起期間は主任弁護人に原々決定の謄本が送達された日から進行すると解し、同申立ては提起期間経過後にされたものであって 不適法であるとして、これを棄却した。

(判旨)

弁護人からの証拠開示命令請求を棄却した決定の謄本が先に弁護人に送達され、その後に被告人本人に送達された場合、弁護人が同決定に対して即時抗告をするときは、即時抗告の提起期間は、同決定の謄本が被告人本人に送達された日から進行するものと解すべきである。したがって、本件即時抗告の申立ては、同法 422 条に定める即時抗告の提起期間内にされたものであって、適法である。よって、原決定には違法があるから、これを取消し、原審裁判所に差し戻す。

参考条文等: 刑事訴訟法 422 条

【13】東京高判令和 6 年 3 月 6 日 判例タイムズ 1524 号 112 頁

令和 5 年(う)第 1047 号 傷害致死被告事件(控訴棄却)

傷害致死事件において、被告人が被害者に暴行を加えたことに争いはなく、暴行と被害者の死亡との間の因果関係が争点となり、鑑定人を C 大学法医学講座の B 教授とする鑑定処分許可状が発布されたが、同大学 D 病院解剖室において、同講座助教である A 医師が被害者の解剖を行い、B 教授がこれに立ち会わなかつたことから、弁護人が本件死体解剖には重大な瑕疵があるとして、その証拠能力が争われた事案。

本判決は、本件鑑定処分許可状の鑑定人欄には B 教授のみが記載されているのであるから、A 医師の行った本件解剖は、本件鑑定処分許可状によって許可されたものとはいえない瑕疵があるが、B 教授が教授を務める大学法医学講座においては、所属医師のうち同教授が定めた当番の医師が解剖を行い、同教授以外が解剖を執刀する場合でも同医師が鑑定人として嘱託されるのが通例とされており、本件解剖もこの運用に基づいて行われ、本件解剖の時点では、同教授や解剖した医師らに、このような運用が許されないものであるとの認識はなく、令状主義を潜脱する意図もなかったことが明らかであることなどから、本件解剖の手続における瑕疵は、解剖した A 医師の公判供述の証拠能力を否定する理由にならないとした。

参考条文等: 刑事訴訟法 223 条 1 項・225 条 1 項・168 条・317 条

【14】大阪地判令和 6 年 3 月 13 日 判例タイムズ 1524 号 124 頁

令和 4 年(行ウ)第 60 号 所得税更正処分取消等請求事件(一部認容、控訴)

司法書士及び不動産賃貸業を営む原告が、被告(処分行政庁)から所得税及び復興特別所得税に関し、不動産所得について所得税法 157 条 1 項を適用して原告が同族会社に賃貸した不動産に係る約定賃料を適正な賃料に引き直して算定する等により、3 年分の所得税等の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分を受けるなどしたため、被告に対し、上記更正処分のうち申告額を超える部分及び上記賦課決定処分の取消を求めた事案。

本判決は、本件賃貸借契約の目的、賃料の金額や契約の諸条件を含む本件賃貸借契約の内容等の諸事情を総合的に考慮すれば、本件賃貸借契約は、経済的かつ実質的な見地において不自然、不合理なもの、すなわち経済的合理性を欠くものとはいえないから、本件賃貸借契約は、所得税法 157 条 1 項にいう

「これを容認した場合にはその株主等である居住者又はこれと政令で定める特殊の関係のある居住者の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」には当たらないとして、同項を適用して原告の総所得金額及び所得税の額を計算することはできないとして、上記処分の一部を取り消した。

参照条文等:所得税法 157 条 1 項

(公法)

【15】仙台高判令和 5 年 12 月 5 日 判例時報 2603 号 45 頁

令和 4 年(ネ)第 80 号 各損害賠償請求控訴事件(控訴棄却(確定))

(全文)https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/596/092596_hanrei.pdf

(添付文書)https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/596/092596_option1.pdf

原告ら(=控訴人ら)が、憲法 9 条 1 項の下では許されない集団的自衛権の行使を容認する平和安全法制の立法により、平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権、国民投票権が侵害されたと主張して、国賠法 1 条 1 項に基づく慰謝料 1 万円の損害賠償を求めた事案において、原審(福島地裁いわき支部令和 4 年 2 月 22 日判決・判例時報 2603 号 56 頁掲載)は、原告の請求を棄却した。その控訴審裁判所は、次の通り判示して、平成 26 年閣議決定や平和安全法制によって違法に原告らに損害を加えたという国賠法上の違法性が認められないとし、控訴を棄却した。

1 閣議決定による憲法解釈の変更と平和安全法制について、憲法の平和主義の理念や憲法 9 条の戦争放棄の規定に反する違憲性が明白であれば、明白な憲法違反の行為によって平和が脅かされた場合における国民の生命・身体の安全に対する危険が重大かつ回復不能なものとなることも踏まえ、具体的な政府の行為による結果の発生を確実に予測できない場合でも、侵害行為の態様と侵害される利益の性質を相関的に考慮して、違法な権利利益の侵害になり得ると解するのが、国賠法 1 条 1 項の違法性の判断の在り方として相当。

2 平成 26 年閣議決定による武力の行使の新 3 要件における限定的な要件や、その厳格かつ限定的な解釈を示した政府の国会答弁も踏まえて検討すると、平成 26 年閣議決定や平和安全法制によって、それまで政府の憲法解釈において一貫して許されないと解されてきた集団的自衛権の行使が、このような限定的な場合に限り憲法上容認されると解されることになったとしても、憲法 9 条 1 項の規定や憲法の平和主義の理念に明白に違反し、違憲性が明白であると断定することまではできない。

参照条文等:憲法 9 条 1 項、国家賠償法 1 条 1 項

【16】札幌高判令和 6 年 3 月 14 日 判例タイムズ 1524 号 51 頁

令和 3 年(ネ)第 194 号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却、上告、上告受理申立)

同性愛者である控訴人らが、民法及び戸籍法が同性者間の婚姻を許容していないのは憲法 24 条、13 条、14 条 1 項に反し、国会には必要な立法義務があるのにこれを怠っていることにより、控訴人は婚姻ができず、精神的苦痛を被っていると主張し、国に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、各人に 100 万円の賠償を求めた事案。

本判決は、憲法 13 条が人格権として性的指向及び同性間の婚姻の自由を直ちに保障しているものとはいえないが、同性婚を許さない本件規定は合理性を欠く制度であり、少なくとも現時点においては、国会の立法裁量の範囲を超えるものとして憲法 24 条に違反するとし、異性愛者と同性愛者を区別して取り扱うことについては合理的な根拠がなく、国会の立法裁量の範囲を超えるものとして憲法 14 条 1 項にも違反

しているとしたが、国会が正当な理由なく長期にわたって本件規定の改廃等の立法措置を怠っていたと評価することまではできず、その立法不作為を国会賠償法 1 条 1 項の適用上、違法と認めることはできないとして、損害賠償の請求については棄却した。

参考条文等:憲法 13 条・14 条 1 項・24 条 1 項・24 条 2 項、民法 739 条 1 項、戸籍法 74 条、国家賠償法 1 条 1 項

【17】東京地判令和 5 年 7 月 20 日 判例時報 2601 号 64 頁

令和 4 年(行ウ)第 369 号 受刑者選挙権確認等請求事件(一部却下、一部棄却(控訴(控訴棄却))

懲役刑を受けていた X が「禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者」(受刑者)の選挙権等を一律に制限している公職選挙法(以下「公選法」という。)11 条 1 項(2 号に係る部分)の規定は憲法の諸規定に反し無効であるとして、国に対し、憲法 15 条 1 項及び 3 項、79 条 2 項及び 3 項、公選法 9 条並びに裁判官審査法 4 条に基づき X が次回の国政選挙及び最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査において投票をすることができる地位にあることの確認等を求めた事案。

本判決は、選挙権は憲法上保障された個人的権利であるとともに公務としての性格を併せ持つから、選挙人には一定の資格が要求されるというべきであり、国会は、選挙人の資格に係る立法に関して一定の合理的な裁量が与えられているとし、受刑者という自ら法秩序を害した者が法秩序の形成及び維持に関与するには背理ということもできるとして、立法目的は合理的であり、また手段としても必要かつ合理的として X の主張を排斥した。

参考条文等:憲法 15 条 1 項・3 項・43 条 1 項・44 条但書・79 条 2 項・3 項、公職選挙法 11 条 1 項 2 号

【18】福岡地判令和 6 年 4 月 26 日 判例タイムズ 1524 号 179 頁

令和 4 年(ワ)第 3980 号 損害賠償請求事件(一部認容、確定)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/000/093000_hanrei.pdf

原告(保育園園児)が、被告法人の運営する保育園で提供された鶏卵を含むプリンの摂食によりアレルギー反応を発症し(1 回目事故)、その後に保育園で提供された小麦を含むパスタの摂食によりアナフィラキシー症状を発症した(2 回目事故)ため、被告法人に対して民法 715 条 1 項本文に基づく損害賠償請求等を行った事案において、本件各事故による原告の損害額が争点となったところ、本判決は、原告の慰謝料について、被害者が被った精神的苦痛は事案により様々であることを踏まえても、日弁連交通事故相談センター東京支部編「民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準 上巻(基準編)」(いわゆる「赤い本」)の算定表を本件各事故のような保育園で生じた事故で被害を受けた園児の慰謝料を算定するに当たり参考とすることは許容されるとして、赤い本を参考にしつつ、本件事故に係る被害者側及び加害者側の個別の各事情等も総合的に考慮して、1 回目の事故について慰謝料を 3 万円とし、2 回目の事故については、被告法人からの謝罪に加えて、見舞金 3 万円の支払い、原告の本件保育園入園の費用等計 8 万 9370 円の返還がされたこと等を考慮して、慰謝料は 20 万円が相当と判断した。

参考条文等:民法 709 条・710 条・715 条・719 条

【19】名古屋地判令和 6 年 5 月 9 日 判例時報 2603 号 29 頁

令和 3 年(行ウ)第 38 号 難民不認定処分取消等請求事件(一部認容、一部却下(控訴))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/033/093033_hanrei.pdf

シリア・アラブ共和国国籍を有する外国人(原告)が、法務大臣から順次権限の委任を受けた名古屋出入国管理局長の行った難民不認定処分の取り消し等を求めた事案において、裁判所は、原告が徴兵猶予の申請の却下後に資産凍結等を受けたのは、単なる兵役忌避に対する制裁にとどまらず、過去に反政府的な政治的意見を表明し、かつ、一定の社会的地位を有する原告を狙って行われたもので、その裏付けが妻子の身柄拘束であり、シリアの一般情勢や兵役等を踏まると、原告が帰国した場合、反政府的意見の持ち主であるとみなされて直ちに逮捕及び拘禁等される可能性や、兵役を義務付けられ、これを忌避すれば暴力を含む過酷な処罰を受け、兵役に就けば恣意的に十分な訓練を受けないまま前線に配備されるなど、生命、身体への危険が生じるおそれ、戦争犯罪、人道に対する罪及び人権法の重大な違反する行為への関与を強いられるおそれがあり、その政治的意見(それに基づく兵役忌避)を理由にシリア政府から迫害を受けるおそれがあるとして、原告が難民に該当するとし、難民不認定処分を取り消し、法務大臣に対し難民認定することを義務付ける判決を言い渡した。

参照条文等:出入国管理及び難民認定法 2 条 3 の 2 号・61 条の 2 第 1 項、難民の地位に関する条約 1 条 A(2)、難民の地位に関する議定書 1 条 2 項

(社会法)

【20】最判令和 6 年 10 月 31 日 裁判所 HP

令和 5 年(受)第 906 号 地位確認等請求事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/463/093463_hanrei.pdf

裁判要旨

Y との間で有期労働契約を締結し、Y の設置する大学の教員として勤務していた X が、労働契約法 18 条 1 項の規定により、Y との間で無期労働契約が締結されたなどと主張して、Y に対し、労働契約上の地位の確認及び賃金等の支払を求める事案において、大学の教員の職が大学の教員等の任期に関する法律(以下「任期法」という。)4 条 1 項 1 号所定の教育研究組織の職に当たるとして、X の請求を認容した原判決を破棄差戻した事例。

(理由)

任期法 4 条 1 項 1 号を含む同法の上記各規定は、平成 25 年法律第 99 号により労働契約法 18 条 1 項の特例として任期法 7 条が設けられた際にも改められず、上記の趣旨が変更されたものとも解されない。そうすると、任期法 4 条 1 項 1 号所定の教育研究組織の職の意義について、殊更厳格に解するのは相当でないというべきである。

X が講師を勤める、生活福祉コースにおいては、X を含む介護福祉士等の資格及びその実務経験を有する教員により、介護実習、レクリエーション現場実習といった授業等が実施されており、実務経験をいかした実践的な教育研究が行われていたということができる。そして、上記の教育研究を行うに当たっては、教員の流動性を高めるなどして最新の実務経験や知見を不斷に取り入れることが望ましい面があり、このような教育研究の特性に鑑みると、上記の授業等を担当する教員が就く本件講師職は、多様な知識又は経験を有する人材を確保することが特に求められる教育研究組織の職であるというべきである。

参照条文等:大学の教員等の任期に関する法律 4 条 1 項 1 号・7 条

【21】長崎地判令和 5 年 1 月 30 日 判例時報 2602 号 72 頁

令和 1 年(ワ)第 393 号 地位確認等請求事件(一部認容、一部棄却(控訴、和解))

本件は、国立大学法人 Y と 3 年間の有期労働契約を締結し、医学英語等を担当していた教育職員 X(ベルギー国籍)が、更新拒絶(本件雇止め)をした Y に対し、期間の定めのない労働契約上の権利を有する地位にあることの確認を求めるとともに本件雇止め以降の賃金等の支払を求めた事案である。2 回目更新合意の成否及び効力、労働契約法(以下「労契法」という。)19 条 2 号に基づく 3 回目更新の成否が主な争点となった。

本判決は、2 回目更新合意は労契法 18 条 1 項を潜脱し、同項の趣旨に反し無効である旨の X の主張を退け、2 回目更新(契約期間 2 年)の合意が成立したことを認めた上で、予備的主張につき、本件労働契約が形式的な手続きで 2 回更新され、契約期間が通算 8 年間に及んだこと、Y の長期的視野に立つと考えらえれる新規方針の一環として X が採用され、その旨 X に伝えられていたこと等諸事情を考慮して、X の更新への期待について労契法 19 条 2 号所定の合理的な理由があると認め、本件雇止めについて、X が採用時の方針に即した医学英語教育担当能力を有していたにもかかわらず、方針変更やこれに伴う労働契約への影響等について事前に説明せず、対応を検討する機会を設けないなど社会通念上相当性を欠くとして同条 2 号により更新を認め、その上で X の無期転換権行使により、本労働契約は、同法 18 条 1 項により期間の定めのない労働契約に転換されたと認めた。

参考条文等:民法 629 条 1 項前段、労働契約法 18 条 1 項・19 条 2 号

【22】札幌地判令和 5 年 2 月 3 日 判例タイムズ 1524 号 238 頁

令和 2 年(ワ)第 2916 号 損害賠償請求事件(認容、控訴)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/884/091884_hanrei.pdf

炭鉱坑内で粉じん作業に従事した亡 A が、じん肺に罹患し、平成 5 年 7 月 1 日にじん肺法所定の管理区分管理四の行政上の決定を受け、令和 2 年 1 月 3 日、じん肺を原因として死亡したため、亡 A の子 X が、国に対し、粉じん発生防止策の速やかな普及、実施のために鉱山保安法に基づく規制権限の行使を怠ったとして、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償を求めた。本件では、亡 A が、生前、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償を請求し、国が亡 A に対し損害賠償金を支払う旨の裁判上の和解が成立していたため、亡 A が死亡したことによる損害について、それが賠償請求を妨げることになるかが争点となった。

本判決は、前件和解の内容については、和解成立後に生じた損害の賠償請求を認めないとする当事者の意思を読み取ることはできず、亡 A が、訴訟物の異なるじん肺死による損害の賠償請求権まで放棄したとは解されず、清算条項について、じん肺死による損害賠償請求権についても清算する趣旨であったと解することもできないから、前件和解が本件の請求を妨げるものであると解すべき事情は見当たらぬとして、原告の請求を認容した(一部請求)。

参考条文等:じん肺法 4 条 2 項、国家賠償法 1 条 1 項

(その他・弁護士関係)

【23】東京地判令和 5 年 1 月 13 日 判例時報 2601 号 83 頁

令和 2 年(ワ)第 32337 号 損害賠償請求事件(棄却(控訴))

X は父 A との間で X が A から 3000 万円の生前贈与を受ける代わりに X が A の相続財産に対する遺留分を放棄することを合意した。X は弁護士 Y との間で、X の A の相続財産に関する相続開始前の遺留分放棄許可申立手続(本件申立手続)に関する委任契約を締結し(本件委任契約)、Y は本件申立手続を

行つた。

本件訴訟において、X は、Y の義務違反として、(1)Y が本件委任契約締結前に X と利益相反関係にある A から自身の相続に関する相談を受けていたことを説明しなかったという説明義務違反(本件義務違反 1)、(2)A の財産調査を行わなかったという調査義務違反(本件義務違反 2)、(3)Y が A から生前贈与された 3000 万円では本件申立手続を行わなかった場合に X が取得できた遺留分相当額には全く及ばない事実を認識していたにもかかわらず、これを X に説明しなかったという説明義務違反(本件義務違反 3)を主張したが、本判決は、本件委任契約締結の経緯、事務内容、Y の説明内容を踏まえ、Y が上記各義務を負っていたとは認められないとして、X の請求を棄却した。

参照条文等:民法 415 条・644 条・709 条

【24】東京地判令和 5 年 1 月 18 日 判例時報 2602 号 17 頁

令和 3 年(ワ)第 19429 号 損害賠償請求事件(棄却(確定))

本件は、建設業を目的とする株式会社 A の任意整理を受任した弁護士 Y らが、A とファクタリング取引を行っていた営業代行業務等を目的とする株式会社 X がいわゆるヤミ金融業者であり、B 銀行の X 名義の預金口座がヤミ金融の振込先に利用されているとして、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(以下「振込詐欺救済法」という。)3 条 1 項に規定する預金口座等の不正な利用に関する情報の提供及び預金口座等の停止等を求める要請を行い、B 銀行が本件口座に係る取引を停止する措置を講じたところ、X が本件口座は振込詐欺救済法の適用対象でなく、Y らには法情報調査及び事実調査を怠った過失があるなどとして不法行為に基づき、損害金 964 万円余を請求した事案である。

本判決は、金融庁がファクタリング取引につき、譲受人に償還請求権や買戻し請求権が付与されている場合、債権の売主が譲受人から当該債権を回収する業務の委託を受けて債務者から回収した金員を譲受人に支払う仕組みになっている場合等について、ヤミ金融の可能性があると注意喚起していたところ、本件契約の内容には X がヤミ金融業者であることを疑わせる事情が複数含まれていたこと、X が譲渡された債権の回収不能リスクをほとんど負っていないと解する余地があったこと等から、X がヤミ金融業者である判断したことに Y らに過失があるということはできないとして請求を棄却した。

参照条文等:民法 709 条、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律 3 条 1 項

(紹介済み判例)

東京高決令和 5 年 11 月 24 日 判例タイムズ 1524 号 94 頁

令和 5 年(ラ)第 1676 号 後見開始審判に対する抗告事件(取消自判、確定)

→法務速報 281 号 8 番にて紹介済み

最三判令和 6 年 3 月 26 日 判例時報 2603 号 12 頁

令和 4 年(行ツ)第 318 号・令和 4 年(行ヒ)第 360 号 犯罪被害者給付金不支給裁判取消請求事件(破棄差戻)

→法務速報 276 号 16 番で紹介済み

最二判令和 6 年 4 月 26 日 金法 2245 号 69 頁

令和 5 年(受)第 604 号 損害賠償等請求事件(破棄差戻)

→法務速報 277 号 17 番で紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/928/092928_hanrei.pdf

東京地判令和 6 年 5 月 16 日 判例時報 2601 号 90 頁

令和 5 年(行ウ)第 5001 号 出願却下処分取消請求事件(棄却(控訴))

→法務速報 277 号 12 号にて紹介済み

2. 令和 6 年(2024 年)11 月 18 日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

成立法令なし

3. 11 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

武藤貴明／著 民事法研究会 5,280 円

和解の考え方と実務

中込一洋／著 弘文堂 3,080 円

外縁(事実上の離婚)の実務 円満婚姻・法律離婚との比較

澤野順彦／斎藤 隆／岸日出夫／編 民事法研究会 9,680 円

専門訴訟講座 5 不動産関係訴訟(第 2 版)

田辺総合法律事務所／弁護士法人色川法律事務所／編 青林書院 7,370 円

最新青林法律相談 53 病院・診療所経営の法律相談

七戸克彦／小池 泰／園田彩乃／著 ぎょうせい 5,830 円

新旧対照 家族法 令和 6 年までの重要改正と実務ポイント★

志和・高橋総合法律事務所／編 新日本法規 4,070 円

遺産分割協議書チェックのポイント「問題がある協議・条項」とその改善例

4. 11月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

渡辺輝人／著 旬報社 4,400円

最新テーマ別[実践]労働法実務 5 残業代の法律実務

木葉文子／大門あゆみ／中原阿里／波戸岡光太／著 3,410円

弁護士業務の視点が変わる！ 実践ケースでわかる依頼者との対話 42例 コーチングの基本と対応スキル

尾島史賢／編集代表 新日本法規 4,620円

実務家が陥りやすい株式会社・各種法人別 清算手続の落とし穴★

岩井伸晃／著 法曹会 2,900円

行政事件訴訟における調査検討・審理運営の在り方について

波光 巍／横田直和／小畠徳彦／高橋省三／著 6,050円

改訂 Q&A 広告宣伝・景品表示に関する法律と実務

景品表示法及び消費者関係法を踏まえた広告表現と販促活動・キャンペーンに関する実務解説

5. 発刊書籍＜解説＞

「新旧対照 家族法 令和6年までの重要改正と実務ポイント」

近時の家族法の改正を理解するために、戦後から現在の家族法が、いつ、どのような点が、いかなる理由でどのように改正されたかが解説されており、改正の経過を体系的に把握することができ有益な書籍である。

「実務家が陥りやすい株式会社・各種法人別 清算手続の落とし穴」

通常清算や特別清算手続を進める上で、実務において誤認しやすい問題点につき、正しい処理が解説されており、清算手続において留意すべき点について把握することができる有益な書籍である。